

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【公開番号】特開2019-108325(P2019-108325A)

【公開日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-026

【出願番号】特願2018-228036(P2018-228036)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/047	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/121	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	8/06	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/35	(2006.01)
A 6 1 Q	5/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/047	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/121	
A 6 1 K	9/107	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	8/06	
A 6 1 K	8/34	
A 6 1 K	8/35	
A 6 1 Q	5/00	
A 6 1 Q	19/00	

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月30日(2021.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィタントリオール及びエリトルロースを含む局所組成物。

【請求項2】

フィタントリオールの量は、前記組成物の総重量に基づいて0.01~2.9重量%の範囲で選択される量である、請求項1に記載の局所組成物。

【請求項3】

エリトルロースの量は、前記組成物の総重量に基づいて0.005~2重量%の範囲で

選択される量である、請求項 1 に記載の局所組成物。

【請求項 4】

前記局所組成物の総重量に基づいて、エリトルロースの量は、0.05～0.2重量%の範囲で選択され、フィタントリオールの量は、0.1～2重量%の範囲で選択される、請求項 1 に記載の局所組成物。

【請求項 5】

化粧組成物又は医薬組成物である、請求項 1～4 のいずれか一項に記載の局所組成物。

【請求項 6】

O/Wエマルション、W/Oエマルション、ゲル、シャンプー調製物又はヘアコンディショナーである、請求項 5 に記載の局所組成物。

【請求項 7】

健康な皮膚恒常性を維持するため、且つ／又は皮膚マイクロバイオームバランスを維持するための、請求項 1～5 のいずれか一項に記載の局所組成物の使用。

【請求項 8】

保存増強剤としての、フィタントリオールとエリトルロースとの組み合わせの使用。

【請求項 9】

抗微生物剤としての、フィタントリオールとエリトルロースとの組み合わせの使用。

【請求項 10】

皮膚及び／又は頭皮を処理する方法であって、前記皮膚及び／又は頭皮を請求項 1～5 のいずれか一項に記載の局所組成物と接触させる工程を含む方法。

【請求項 11】

健康な皮膚恒常性を維持するため、且つ／又は皮膚マイクロバイオームバランスを維持するための、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

前記健康な皮膚恒常性及び／又は皮膚マイクロバイオームバランスは、それを必要とする人の皮膚上の大腸菌 (E. coli) の集団を減少させることによって維持される、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

大腸菌 (E. coli) を死滅させ、且つ／又は阻害する方法であって、大腸菌 (E. coli) をフィタントリオールとエリトルロースとの組み合わせと接触させることを含む方法。